

市会議第 1 1 号

京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 2 3 年 5 月 3 0 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会会議規則の一部を改正する規則
京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第 1 2 8 条を第 1 2 9 条とする。

第 1 7 章を第 1 8 章とする。

第 1 6 章中第 1 2 7 条を第 1 2 8 条とする。

第 1 6 章を第 1 7 章とし、第 1 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 6 章 協議又は調整を行うための場

第 1 2 7 条 法第 1 0 0 条第 1 2 項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次の表に定めるところにより設ける。

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
市会改革推進委員会	市会改革に関する協議又は調整を行うこと。	議長が指名する議員	市会改革推進委員会委員長

2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法第 1 0 0 条第 1 2 項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設ける必要があるため提案する。